

一般社団法人蔵王町観光物産協会 テーブルセット貸出規程

第1条 目的

一般社団法人蔵王町観光物産協会（以下「協会」という）は、蔵王への観光誘客を図ると共に、各イベント等の開催を行うツールとして、第4条に掲げる備品を所有し、さらなる観光誘客を図るため、その備品を希望者に対して貸し出しするものとする。

第2条 申請

協会が所有するテーブルセットを借用しようとする者は、下記に掲げる内容を事前に理解した上で、別紙「テーブルセット借用申請書」を提出して協会長の許可を受けること。

第3条 貸出条件

- ①基本的に、宮城県蔵王町の周辺地域で使用する。
- ②安全に利用するように心がけること（貸出品の不具合による事由以外の怪我については、自己責任とする）。
- ③貸出品の運搬・返却は、借受者（施設）自らの責任において協会事務局まで行うこと。ただし、状況により、相談に応じる。
- ④貸出・返却時に破損状況等を一度確認する。毀損した場合は、借受者の責任において修繕又は弁償すること。
- ⑤貸出時に身分証明書（名刺や運転免許証など）の提示を依頼する場合がある。
- ⑥協会が催行するテーブルセットを使った事業と貸出期間が重複する場合は、協会催行事業を優先するものとする。

第4条 貸出備品

協会は以下の備品を所有し、希望者に貸出する。

- ・テーブルセット/6セット（テーブル1卓、椅子4脚）。
- ・テーブル/10卓

第5条 貸出料金と支払い

- ① 貸出料金は有料とし、貸出回数1回につき、下記に掲げる使用料を納付しなければならない。

テーブルセット

協会員 500円(税込) / 1セット（テーブル1卓、椅子4脚）

協会員外 1,000円(税込) / 1セット（テーブル1卓、椅子4脚）

テーブル

協会員 250円(税込) / 1卓

協会員外 500円(税込) / 1卓

②料金は、貸出品返却時に現金にて支払うものとする。

なお、紛失・破損等による第8条に掲げる精算は、後日実費を請求する。

③協会の主催事業、または協会長が認めた場合は、無料で貸し出しとする。

第6条 貸出期間

①貸出回数の1回とは、協会事務局より貸出した時点から起算し、最大3日間までとする。

②4日間以上利用する場合は、協会へ事前に確認し、了承の上使用可能とする。

その場合、3日後ごとに1回分の使用料を加算する（未連絡の場合でも同様に加算する）。

第7条 申込締め切り・キャンセル

①借用申込は、貸出日の2日前までに協会に申請すること。

②貸出に関するキャンセルは、貸出日の前日までに協会に連絡すること。

なお、キャンセル料は、発生しないものとする。

第8条 破損・紛失

使用者の非による破損・紛失などが生じた場合、補修費用の実費を弁済保証するものとする。

第9条 未返却に係る弁償

返却予定日を1ヶ月過ぎて、無連絡、または故意に返却をされない場合は、貸出品の実費を請求する。

第10条 その他

本規程にない諸状況が発生した場合は、協会と借受者側で相談するものとする。

○この規程は、令和3年4月1日より施行する。

令和 年 月 日

一般社団法人
蔵王町観光物産協会会長 殿

申請者 住 所 _____
_____ 団体名 _____
氏 名 _____ 印 _____
電 話 _____

テーブルセット 借用申請書

下記のとおり、貴協会所有のテーブルセットを借用申請します。

記

| | |
|---------|--|
| 借 用 物 品 | ・テーブルセット (テーブル1卓、椅子4脚) …… セット ・テーブル …… 卓 |
| 借 用 期 間 | 令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分から 令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分まで |
| 使 用 目 的 | |
| 使 用 料 | (協会員) 500円(税込)× セット× 回= (協会員外) 1,000円(税込)× セット× 回= (協会員) 250円(税込)× 卓× 回= (協会員外) 500円(税込)× 卓× 回= 合計 円 |

| | | |
|-----|-------|----------------|
| 処 理 | 年 月 日 | 許可の有無 有 ・ 無 |
|-----|-------|----------------|